

R 7 年 6 月放送分
「防衛・風力発電調整法について」
(日本の防衛 Q & A)
(自衛隊百科)

R7.5.20 収録

【パーソナリティー】

本日は、「防衛・風力発電調整法について」をテーマに、東北防衛局から2名の方にお越しいただきました。よろしくお願いします。

【職員2名（山下、箱石）】

よろしくお願いします。

【パーソナリティー】

では、はじめに自己紹介をお願いします。

【山下】

はい、東北防衛局企画部地方調整課の課長補佐をしている山下です。当課では、企画部の事案に係る総合調整など、幅広い業務を行っております。出身は宮城県です。よろしくお願いします。

【箱石】

同じく地方調整課で企画係をしている箱石です。東北防衛局に採用され4年目です。生まれは横浜ですが、幼少期に仙台に引っ越してきて成長した東北育ちです！本日は、よろしくお願いします。

【パーソナリティー】

こちらこそ、よろしくお願いします。それでは今回のテーマである「防衛・風力発電調整法について」、お話をお伺いします。

防衛と風力発電と聞いてあまり関連性がないように感じるのですがこの法律はどういったものなののでしょうか？

【山下】

それでは、山下が防衛・風力発電調整法の概要について、あまり、難しくならないようご説明します。

まず、皆さんが思い浮かべる風力発電設備とはどのようなものでしょうか？

【パーソナリティー】

そうですね、思い浮かぶのは、海岸や山の中に建てられた大きな風車が、風を受けて回転し、発電するというものではないでしょうか。

【山下】

はい。大きな風車とっていただいて良いと思います。風力発電は火力発電や水力発電と同様に日本にはかせない電力源となっています。

防衛・風力発電調整法は令和6年5月に成立しました、正式には「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律」であり、通称「防衛・風力発電調整法」と呼ばれております。

この法律がなぜ必要かといいますと、政府として2050年までに脱炭素社会を目指すとしている中、風力発電の導入は今後拡大する見込みですが、他方で、多数林立する風力発電設備は、自衛隊のレーダー等や人工衛星と地上局との間で行われる無線通信に障害を及ぼすおそれがあるからです。

【パーソナリティー】

自衛隊のレーダーや無線通信などに障害を及ぼすということですが、もう少し具体的にお話しいただけますか。

【山下】

はい、風力発電設備が警戒管制レーダーからの電波を反射することにより、航空機など目標への正確な探知が困難となり、警戒監視活動や対領空侵犯措置に支障をきたすおそれがあり、また、人工衛星と地上局との間で行われる無線通信を風力発電設備が遮断するおそれもあります。

【パーソナリティー】

警戒監視活動に影響が出るとなると大変な問題になりますね。

【山下】

はい、そのため防衛省は、これまでも、風力発電設備の設置者に対して、計画の初期段階に防衛省へ相談することを要請してきましたが、要請は任意であるため、一部の設置者からは、工事着手の直前まで相談が行われず、その結果、協力が得られない場合もあったことから、本法律により、風力発電設備が自衛隊の活動に及ぼす障害を回避するための仕組みを制度化したものです。

【パーソナリティー】

もう少しお聞きしたいのですが、自衛隊の活動に及ぼす障害を回避するため、どのようなことを制度化したのでしょうか。

【山下】

はい、本法律においては、防衛大臣が告示で指定する陸上区域に風力発電設備を設置する方へ、防衛大臣への届出を義務付けること、また、防衛大臣が、自衛隊等の使用する電波の伝搬に障害を及ぼすと判断した場合は、工事の着手を最大２年間制限し、風力発電設備の設置者と協議を行うといったことを制度化しました。

【パーソナリティー】

そうなんですね。お話をお聞ききすると、自衛隊施設等の周辺では風力発電施設を建設してはダメですと聞こえますが、どうなのでしょう。

【山下】

誤解されないように補足しますが、風力発電施設を建設してはダメというものではありません。最大２年間の協議を制度化しましたが、告示区域内に風力発電設備の設置を検討している方は、実際には、計画策定の初期段階から防衛省にご相談をいただけたと考えており、その段階で、必要な調整を行うことで、風力発電設備の導入促進と自衛隊等の活動の調和を図っていくことができると考えています。

【パーソナリティー】

届出や協議の対象となる区域は告示で指定する陸上区域ということでしたが、どのような区域が告示されているのでしょうか。例えば自

衛隊の施設周辺は全て区域として指定されているということでしょうか。

【箱石】

はい。ここからは、箱石がお話いたします。

届出や協議の対象となる区域については、令和7年3月3日に電波障害防止区域として告示されています。具体的にお話ししますと、例えば、洋上を監視する警戒管制レーダーについては、風力発電施設がレーダーの見通し線を越える部分を地上に投影した区域を指定しており、レーダーサイトの周辺、周辺の山などの標高の高い場所、沿岸部などを指定しています。

【パーソナリティー】

防衛施設周辺のほかにも区域が指定されているということですね。電波障害防止区域はどのようにして確認できるのでしょうか。防衛省のホームページなどでも確認できますか。

【箱石】

はい。電波障害防止区域として、自衛隊等の活動に障害を及ぼすおそれのある区域をあらかじめ明示することで、風力発電設備の設置を計画する方に、指定区域を踏まえた計画の策定や計画策定の初期段階から御相談いただけるものと考えています

また告示で指定された電波障害防止区域の範囲を表示した図面については、一般の縦覧に供するため、東北防衛局に備え付けていますし、防衛省のウェブサイトにも掲載しています。

【パーソナリティー】

電波障害防止区域内に風力発電施設を建設したいという場合は、防衛省のどちらに相談することになりますでしょうか。

【箱石】

はい。東北防衛局にご相談いただいても構いませんが、防衛省ウェブサイト「風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様への事前相談のお願い」というページがございます。この中の「事前相談のご案内」ページの送信フォームからご

相談いただけます。

【パーソナリティー】

風力発電設備を設置する際には、防衛省に事前に相談してほしいということですね。

風力発電設備の導入促進と自衛隊等の活動の調和を図るため、風力発電設備を設置の際には、防衛省への事前相談や届出が必要だということがわかりました。

【山下】

我が国の安全保障環境が一層厳しさを増している中、防衛省・自衛隊としては、自衛隊・米軍の円滑な運用の確保と風力発電の導入促進という、共に重要な政策課題の両立に取り組んでまいります。

【パーソナリティー】

本日は、「防衛・風力発電調整法について」、山下さんと箱石さんにお話をお聴きしました。ありがとうございました。

【職員2名（山下、箱石）】

ありがとうございました。

【パーソナリティー】

このコーナーでは、よりよい内容にしていくため、ラジオをお聞きの皆さまからご意見・ご感想を募集しております。お聞きのコミュニティ放送局までご連絡ください。